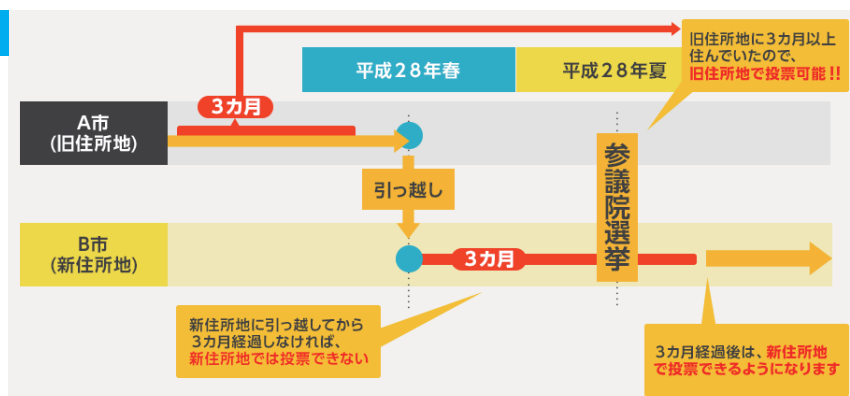


Q 引っ越して3か月経ってないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日（選挙期日の少なくとも17日前）前日までに3か月以上住んでいる必要があります。

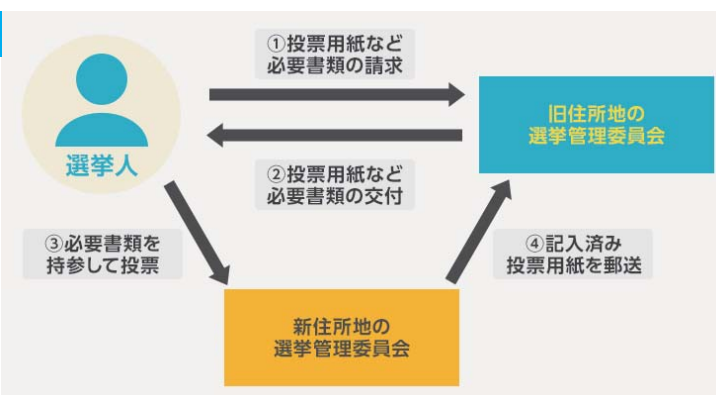


不在者投票の手続き

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所以外に滞りしている方も滞り先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。



新ひだか町選挙管理委員会からのお知らせ

町選挙管理委員会では、選挙をより身近に感じていただくために、選挙時における期日前投票立会人・期日前投票事務補助員の登録者を募集します。

	期日前投票立会人	期日前投票事務補助員
応募資格	町内に住所を有し、新ひだか町の選挙人名簿に登録されている方 ※特定の候補者の政治活動または運動を行っている方は、応募をご遠慮下さい。	
仕事の内容	投票が公正・適正に行われているかどうか確認していただく仕事です。	投票前の準備事務、投票の受付、投票用紙の交付など、選挙事務補助の仕事です。
立会・勤務場所	役場静内庁舎（静内地区にお住まいの方） 三石保健センター（三石地区にお住まいの方）	役場静内庁舎
立会・勤務時間	8時20分から20時10分まで (公示日の翌日から投票日の前日まで)	8時45分から17時30分まで ※期日前投票期間中の混雑状況により、勤務時間が前後する場合があります。
報酬等	日額11,200円 (自宅から立会場までの距離が2km以上の方には別途車賃を支給します。昼食などの支給はありません)	時給834円 (通勤手当及び昼食の支給はありません)
応募方法	登録申込書(担当課窓口及び町ホームページ上で配布)に必要な事項を記入の上、提出して下さい。	
応募先	〒056-8650 新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号 新ひだか町役場静内庁舎 総務課内 新ひだか町選挙管理委員会(担当:水野) ※郵送、FAX、メールによる提出も可 ☎43-2111(内線213) FAX43-3900 メールsoumu@shinhidaka.hokkai.jp	
応募受付期間	随時受付を行います。 ※平成28年7月執行予定の参議院議員通常選挙における登録につきましては、6月10日(金)までに応募して下さい。	
登録	応募受付後に資格等を確認し、要件を満たす方を候補者として登録します。	
選任方法	選挙の都度、登録された方と日程調整などを行い、従事の可否を確認し決定します。 ※全ての選挙で勤務等があるわけではありませんのでご了承下さい。	
直近の選挙予定	平成28年7月 第24回参議院議員通常選挙	

選挙を知って、実際の投票に備える。

18歳選挙を学ぼう

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました(平成28年6月19日施行)。今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18歳以上満20歳未満の者が選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法等の適用の特例を設けることを目的として行われました。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

Q 選挙権年齢を18歳以上に引き下げたのはなぜ？

18歳・19歳をはじめとする、若者の力を社会・政治が必要としています！！

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。この状況において、日本の未来を作り担う存在である10代にもより政治に参画してもらいたいと考えています。また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えて欲しいと思います。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

Q 世界の選挙権年齢はどうなっているの？

現在、世界各国の選挙権年齢は「18歳以上」が主流！

平成26年に行われた国立国会図書館の調査では、世界191の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院にあたる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。

また、選挙権年齢は、ヨーロッパの国々を中心にさらに引き下げを進める動きが活発化しており、オーストリアでは既に「16歳以上」への引き下げが行われています。また、ドイツやノルウェーなどでは、特定の州や地域で16歳以上への引き下げが行われています。

各国の選挙権年齢	
25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、マレーシアなど
20歳	カメルーン、日本など
19歳	韓国
18歳	アメリカ、イタリア、フランスなど
17歳	東ティモールなど
16歳	アルゼンチン、ブラジルなど

Q インターネット選挙運動でできること

有権者も情報を発信できます！

- 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む
- 選挙運動メッセージをSNSで広める(リツイート、シェアなど)
- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する。

18歳以上(有権者)になれば選挙運動ができます。SNSやブログなどのさまざまなインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。

△ 進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等においては引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村ですが、今年の春に引っ越しをした場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

今回の公職選挙法の改正では、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越ししても、旧住所地に3か月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票することができるようになりました。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができますので、詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。